

令和3年4月1日 介護予防・生活支援サービス事業 報酬改正内容

| サービス種類 | | 項目 | 変更後 | 変更前 |
|--------------|------------------------------|------------------------------|---|--|
| 訪問型サービス | 介護予防訪問サービス | ①基本報酬 R3.9末まで100.1% | [月額包括報酬] 週1回程度 1,176単位/月(+4) 週2回程度 2,349単位/月(+7) 週2回超程度 3,727単位/月(+12) [単価報酬] 週1回程度 268単位/回(+1) 週2回程度 272単位/回(+1) 週2回超程度 287単位/回(+1) | [月額包括報酬] 週1回程度 1,172単位/月 週2回程度 2,342単位/月 週2回超程度 3,715単位/月 [単価報酬] 週1回程度 267単位/回 週2回程度 271単位/回 週2回超程度 286単位/回 |
| | 共生型訪問サービス | ①基本報酬 R3.9末まで100.1% | [障害者居宅介護従事者基礎] 週1回程度 823単位/月(+3) 週2回程度 1,644単位/月(+5) 週2回超程度 2,609単位/月(+8) [重度訪問介護] 週1回程度 1,094単位/月(+4) 週2回程度 2,185単位/月(+7) 週2回超程度 3,466単位/月(+11) ※単価報酬の設定は無し | [障害者居宅介護従事者基礎] 週1回程度 820単位/月 週2回程度 1,639単位/月 週2回超程度 2,601単位/月 [重度訪問介護] 週1回程度 1,090単位/月 週2回程度 2,178単位/月 週2回超程度 3,455単位/月 ※単価報酬の設定は無し |
| | 生活援助訪問サービス | ①基本報酬 | [単価報酬] 132単位/回(+1) ※利用者負担額の変更なし | [単価報酬] 131単位/回 ※利用者負担額の変更なし |
| 通所型サービス | 介護予防通所サービス | ①基本報酬 R3.9末まで100.1% | [月額包括報酬] 支1・事業対象 1,672単位/月(+17) 支2:週1回程度 1,672単位/月(+17) 支2:週1回超程度 3,428単位/月(+35) | [月額包括報酬] 支1・事業対象 1,655単位/月 支2:週1回程度 1,655単位/月 支2:週1回超程度 3,393単位/月 |
| | | 【新設】 ②栄養アセスメント加算 | 50単位/月【新設】 | 【新設】 |
| | | ③栄養改善加算 | 200単位/月(+50) | 150単位/月 |
| | | 【一部新設】 ④口腔機能向上加算 | 加算(I) 150単位/月 加算(II) 160単位/月【新設】 | 150単位/月 |
| | | 【一部新設】 ⑤サービス提供体制強化加算 | 加算(I) 88or176単位/月【新設】 加算(II) 72or144単位/月 加算(III) 24or48単位/月 | 加算(I)イ 72or144単位/月 加算(I)ロ 48or96単位/月 加算(II) 24or48単位/月 |
| | | 【一部新設】 ⑥生活機能向上連携加算 | 加算(I) 100単位/月【新設】 加算(II) 200単位/月 | 200単位/月 |
| | | 【一部新設】 ⑦口腔・栄養スクリーニング加算 | 利用開始時及び6月ごと 加算(I) 20単位/回【新設】 加算(II) 5単位/回【新設】 | 利用開始時及び6月ごと 5単位/回 |
| | | 【新設】 ⑧科学的介護推進体制加算 | 40単位/月【新設】 | 【新設】 |
| | 共生型通所サービス | ①基本報酬 R3.9末まで100.1% | [生活介護] 支1・事業対象 1,555単位/月(+16) 支2:週1回程度 1,555単位/月(+16) 支2:週1回超程度 3,188単位/月(+33) [自立訓練] 支1・事業対象 1,588単位/月(+16) 支2:週1回程度 1,588単位/月(+16) 支2:週1回超程度 3,257単位/月(+34) [児童発達支援・放課後デイ] 支1・事業対象 1,505単位/月(+15) 支2:週1回程度 1,505単位/月(+15) 支2:週1回超程度 3,085単位/月(+31) | [生活介護] 支1・事業対象 1,539単位/月 支2:週1回程度 1,539単位/月 支2:週1回超程度 3,155単位/月 [自立訓練] 支1・事業対象 1,572単位/月 支2:週1回程度 1,572単位/月 支2:週1回超程度 3,223単位/月 [児童発達支援・放課後デイ] 支1・事業対象 1,490単位/月 支2:週1回程度 1,490単位/月 支2:週1回超程度 3,054単位/月 |
| | 短時間通所サービス | ①基本報酬 | [単価報酬] 送迎あり 286単位/回(+4) 送迎なし 239単位/回(+4) | [単価報酬] 送迎あり 282単位/回 送迎なし 235単位/回 |
| 介護予防ケアマネジメント | ①基本報酬 R3.9末まで100.1% | [月額包括報酬] 438単位/月(+7) | [月額包括報酬] 431単位/月 | |
| | 【新設】 ②委託連携加算 | [月額包括報酬]1回に限る 300単位/月【新設】 | 【新設】 | |
| | 【廃止】 ③介護予防小規模多機能型居宅介護連携加算 | 【廃止】 | [月額包括報酬]1回に限る 300単位/月 | |

令和3年4月1日 介護予防・生活支援サービス事業 基準改正内容

★…3年間の猶予
●…施行日以降の取扱

| サービス種類 | 項目 | 内容 | 備考 |
|--------------------------|---|--|---------|
| 一般原則 | (指定第1号事業の一般原則) 第3条 | ①人権擁護、虐待防止について必要な体制整備と研修実施 ②介護保険等関連情報等を活用する | 【新設】①★ |
| 訪問型サービス | 旧基準省令を準用する構成であったものを、個々に記載する方式へ変更。 以下のように追加される基準があり、今後年々追記していくことで、要綱条文が複雑になることが想定されるため。 | | |
| | (運営規程) 第8条の19 第1項第7号 | 虐待防止に係る取組を義務付け (運営規程の項目追加) | 【項目追加】★ |
| | (勤務体制の確保) 第8条の21 第4項 | ハラスメント対策の義務付け | 【項目追加】 |
| | (業務継続計画の策定等) 第8条の21の2 | 業務継続に係る取組を義務付け | 【新設】★ |
| | (衛生管理等) 第8条の22 第3項 | 感染症対策に係る取組を義務付け | 【項目追加】★ |
| | (掲示) 第8条の23 第2項 | 運営規程の周知方法の緩和 | 【項目追加】 |
| | (地域との連携等) 第8条の29 第2項 | 事業所と同一建物居住者へのサービス提供 | 【項目追加】 |
| | (虐待の防止) 第8条の30の2 | 虐待防止に係る取組を義務付け | 【新設】★ |
| (記録の整備) 第8条の32 第2項 | 記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」 | 【一部修正】● | |
| 共生型訪問サービス | 介護予防訪問サービスと同様の基準改定(要綱上は介護予防訪問サービスを「準用」) | | |
| 生活援助訪問サービス | (運営規程) 第33条 第1項第7号 | 虐待防止に係る取組(努力規定) (運営規程の項目追加) | 【項目追加】 |
| | (勤務体制の確保) 第34条 第3項 | ハラスメント対策の義務付け | 【項目追加】 |
| | (衛生管理等) 第35条 第3項 | 感染症対策に係る取組を義務付け(研修の実施) | 【項目追加】★ |
| | (掲示) 第36条 第2項 | 運営規程の周知方法の緩和 | 【項目追加】 |
| | (地域との連携等) 第41条 第2項 | 事業所と同一建物居住者へのサービス提供 | 【項目追加】 |
| | (虐待の防止) 第42条の2 | 虐待防止に係る取組を義務付け(研修の実施) | 【新設】★ |
| | (記録の整備) 第44条 第2項 | 記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」 | 【一部修正】● |

| | | | |
|--|---|--|---------|
| <p>旧基準省令を準用する構成であったものを、個々に記載する方式へ変更。 以下のように追加される基準があり、今後年々追記していくことで、要綱条文が複雑になることが想定されるため。</p> | | | |
| 介護予防 通所サービス | (運営規程) 第50条の3 第1項第10号 | 虐待防止に係る取組を義務付け (運営規程の項目追加) | 【項目追加】★ |
| | (勤務体制の確保) 第50条の4 第3項 | 医療・福祉関係の資格を有さない介護従事者への認知 症介護基礎研修の受講のための必要な措置を義務付け | 【一部修正】★ |
| | (勤務体制の確保) 第50条の4 第4項 | ハラスメント対策の義務付け | 【項目追加】 |
| | (非常災害対策) 第50条の6 第2項 | 災害訓練の地域との連携 | 【項目追加】 |
| | (業務継続計画の策 定等) 準用 | 業務継続に係る取組を義務付け | 【新設】★ |
| | (衛生管理等) 第50条の7 第2項 | 感染症対策に係る取組を義務付け | 【項目追加】★ |
| | (掲示) 準用 | 運営規程の周知方法の緩和 | 【項目追加】 |
| | (地域との連携等) 第50条の7の2 第2項 | 地域連携 事業所と同一建物居住者へのサービス提供 | 【項目追加】 |
| | (虐待の防止) 準用 | 虐待防止に係る取組を義務付け | 【新設】★ |
| (記録の整備) 第50条の8 第2項 | 記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」 | 【一部修正】● | |
| 共生型 通所サービス | 介護予防通所サービスと同様の基準改定(要綱上は介護予防通所サービスを「準用」) | | |
| 短時間 通所サービス | (運営規程) 第73条 第1項第10号 | 虐待防止に係る取組(努力規定) (運営規程の項目追加) | 【項目追加】 |
| | (勤務体制の確保) 第74条 第3項 | ハラスメント対策の義務付け | 【項目追加】 |
| | (衛生管理等) 第77条 第2項 | 感染症対策に係る取組を義務付け(研修の実施) | 【項目追加】★ |
| | (掲示) 第78条 第2項 | 運営規程の周知方法の緩和 | 【項目追加】 |
| | (地域との連携等) 第83条 | 事業所と同一建物居住者へのサービス提供 | 【項目追加】 |
| | (虐待の防止) 第84条の2 | 虐待防止に係る取組を義務付け(研修の実施) | 【新設】★ |
| | (記録の整備) 第86条 第2項 | 記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」 | 【一部修正】● |

| | | | |
|--------------------|--|--|---------|
| 介護予防 ケアマネジメント | (基本方針) 第6条 第5項・第6項 | ①人権擁護、虐待防止について必要な体制整備と研修実施 ②介護保険等関連情報等を活用する | 【新設】①★ |
| | (運営規程) 第18条 第1項第6号 | 虐待防止に係る取組を義務付け (運営規程の項目追加) | 【項目追加】★ |
| | (勤務体制の確保) 第19条 第4項 | ハラスメント対策の義務付け | 【項目追加】 |
| | (業務継続計画の策定等) 第19条の2 | 業務継続に係る取組を義務付け | 【新設】★ |
| | (感染症の予防及びまん延防止のための措置) 第21条の2 | 感染症対策に係る取組を義務付け | 【新設】★ |
| | (掲示) 第22条 第2項 | 運営規程の周知方法の緩和 | 【項目追加】 |
| | (虐待の防止) 第27条の2 | 虐待防止に係る取組を義務付け | 【新設】★ |
| | (記録の整備) 第29条 第2項 | 記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」 | 【一部修正】● |
| | (介護予防ケアマネジメントの具体的取扱方針) 第31条 第1項第9号 | ICTの活用緩和 | 【一部修正】 |
| (電磁的記録等) 第32条の2 | ICTの活用緩和 | 【一部修正】 | |